

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 4
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 5
- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 6
- 指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 7

### ◇ 公 告

- 北九州広域都市計画土地地区画整理事業の決定案の縦覧【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 8
- 北九州広域都市計画高度地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 9
- (仮称)白島冲着床式洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見書の作成【環境局環境監視部環境監視課】 10
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 11

北九州市告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
コルポ調剤薬局	北九州市八幡西区南鷹見町672番3号	令和元年11月1日
タカサキ薬局真鶴店	北九州市小倉北区真鶴二丁目10番6号	令和元年12月1日
サン薬局曾根店	北九州市小倉南区東貫二丁目2番8号	令和元年12月1日
サン薬局徳力店	北九州市小倉南区南方四丁目8番28号	令和元年12月1日

2 訪問看護ステーション等（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会訪問看護ステーションひまわり	北九州市八幡東区春の町二丁目3番27号	令和元年12月1日

北九州市告示第 260 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和元年 12 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
ハート薬局馬場山店	旧	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目 3 番 31 号	令和元年 8 月 26 日
	新	北九州市八幡西区金剛二丁目 2 番 2 号	

北九州市告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
コルポ調剤薬局	北九州市八幡西区南鷹見町672番3号	令和元年1月1日
タカサキ薬局真鶴店	北九州市小倉北区真鶴二丁目10番6号	令和元年1月1日
サン薬局曾根店	北九州市小倉南区東貫二丁目2番8号	令和元年1月1日
サン薬局徳力店	北九州市小倉南区南方四丁目8番28号	令和元年1月1日

2 訪問看護ステーション（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ゆうひ訪問看護ステーション	北九州市小倉南区若園三丁目15番40号	令和元年1月1日

北九州市告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
ハート薬局馬場山店	旧	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目3番31号	令和元年8月26日
	新	北九州市八幡西区金剛二丁目2番2号	
医療法人江頭クリニック	旧	北九州市八幡西区折尾一丁目13番10号	令和元年10月15日
	新	北九州市八幡西区折尾一丁目2番11号	

北九州市告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4054 79	ファーストライフ到津ヘルパー ステーション	北九州市小倉北区上到津四丁目 16番7号	ファーストライフ株式会社	令和元年 11月1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4067 7908 67	ゆうひ訪問看護 ステーション	北九州市小倉南区若園三丁目1 5番40号	株式会社 a l m e n e c t	令和元年 11月1 日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4054 87	モスウイング	北九州市小倉北区高坊二丁目9 番25号2階	株式会社M OSウイン グ	令和元年 11月1 日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5056 82	モスウイング	北九州市小倉北区高坊二丁目9 番25号2階	株式会社M OSウイン グ	令和元年 11月1 日

北九州市告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第78条及び第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070707122	ヘルパーステーション里櫻	北九州市八幡西区大浦一丁目13番5 エルカミノ501号	合同会社里櫻	令和元年10月31日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070101698	デイサービス井の浦	北九州市門司区大字恒見16番地1	ジンフイールド株式会社	令和元年10月31日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070500642	「ふくし生協」ひまわりケアプランセンター	北九州市小倉南区母原645番地4	福岡県高齢者福祉生活協同組合	令和元年10月31日

北九州市公告第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を決定するので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和元年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

土地区画整理事業

2 都市計画の決定に係る土地の区域

区	区域
小倉北区	魚町四丁目の一部

3 都市計画の決定案の縦覧場所

北九州市小倉北区古船場町1番35号

北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室

4 縦覧期間

令和元年12月3日から同月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の決定案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、第3項の縦覧場所に令和元年12月17日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 5 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和元年 1 2 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
高度地区

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉北区	魚町四丁目の一部

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区古船場町 1 番 3 5 号

北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室

- 4 縦覧期間

令和元年 1 2 月 3 日から同月 1 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の  
毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

- 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、第 3 項の縦覧場所に令和元年 1 2 月 1 7 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第512号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）第6条の3第3項の規定により令和元年北九州市公告第442号で縦覧に供した（仮称）白島沖着床式洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第6条の5第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業計画の具体化に当たり配慮すべき事項

風力発電設備の仕様及び配置の具体化に当たっては、藻場や鳥類等の調査結果を踏まえた上で、環境影響を可能な限り低減させるよう努めること。

2 方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

(1) 藻場について

藻場の分布状況についての既存資料は調査時期が古いものであるため、現地調査を実施して最新の分布状況を把握し、予測評価を行うこと。

(2) 鳥類について

本事業の事業実施想定区域はオオミズナギドリの繁殖地である白島に近接しており、飛翔ルートにもなっていることから、鳥類について現地調査を実施し、適切に予測評価を行うこと。

(3) コウモリについて

白島にはコウモリが生息している可能性があるため、専門家からの意見聴取等により情報を収集し、必要に応じ調査を実施すること。

北九州市公告第513号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区上吉田五丁目315番2、316番1から316番3まで、318番1、318番2、426番1及び426番3	北九州市小倉南区上吉田五丁目18番26号 吉松江子
北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目2701番193、2701番903から2701番907まで、2701番909及び2701番910	北九州市八幡西区則松七丁目3番18号 株式会社大和総合建設 代表取締役 鶴山研一
北九州市小倉南区大字新道寺415番15、416番3及び417番5から417番8まで	北九州市小倉南区志井鷹羽台4番3号 株式会社守恒造園建設 代表取締役 大野高志